

長久手市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払  
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに法第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に係る受領委任払に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業者 法第44条の規定により特定福祉用具販売を行う指定居宅サービス事業者及び法第56条に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う指定介護予防サービス事業者並びに法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する住宅改修を行う者をいう。
- (3) 受領委任払 福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受ける被保険者が、受領すべき費用を、市が当該被保険者から代理受領の委任を受けた事業者に対して当該福祉用具購入費又は住宅改修費を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払の対象者は、要介護等被保険者であって、法第66条から第69条までの規定による保険給付の制限がされていない者とする。

(事業者の登録)

第4条 受領委任払により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けようとする事業者は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 長久手市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第1号）（受領委任払により福祉用具購入費の支払を受けようとする

る事業者に限る。)

- (2) 長久手市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第2号）（受領委任払により住宅改修費の支払を受けようとする事業者に限る。)
- (3) 長久手市介護保険福祉用具購入費受領委任払についての誓約書（様式第3号）（受領委任払により福祉用具購入費の支払を受けようとする事業者に限る。)
- (4) 長久手市介護保険住宅改修費受領委任払についての誓約書（様式第4号）（受領委任払により住宅改修費の支払を受けようとする事業者に限る。)

- 2 市長は、前項の規定により、受領委任事業者として登録を行ったときは、長久手市介護保険福祉用具購入費受領委任事業者登録決定通知書（様式第5号）又は長久手市介護保険住宅改修費受領委任事業者登録決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更等届出）

第5条 登録事業者は、届出事項に変更があったときは、速やかに長久手市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（様式第7号）又は長久手市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止、休止又は再開するときは、速やかに長久手市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録廃止（休止・再開）届出書（様式第9号）又は長久手市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録廃止（休止・再開）届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（承認申請等）

第6条 受領委任払により福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする被保険者は、特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という。）の購入又は住宅改修を行う前に事業者の同意を得て介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書（様式第11号）又は介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添

えて市長に提出するものとする。

(1) 介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書

- ア 福祉用具購入に要する費用の見積書
- イ パンフレットその他購入予定の福祉用具が確認できるもの
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書

- ア 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員、地域包括支援センターの担当職員、住環境コーディネーター２級以上の者が作成したもの）
- イ 住宅改修に要する費用の見積書
- ウ 住宅改修箇所平面図
- エ 住宅改修前の写真（日付け入り）
- オ 承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）
- カ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、介護保険福祉用具購入費受領委任払承認（不承認）決定通知書（第13号）又は介護保険住宅改修費受領委任払承認（不承認）決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（承認の取消し）

第7条 市長は、前条第2項の規定による承認の決定後において、福祉用具購入までの間又は住宅改修の工事完了までの間に当該被保険者が第3条に規定する対象者でなくなった場合は、介護保険福祉用具購入費受領委任払承認取消通知書（様式第15号）又は介護保険住宅改修費受領委任払承認取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（自己負担）

第8条 受領委任払により福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする被保険者は、福祉用具購入又は住宅改修に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の100分の10、100分の20又は100分の30を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げることとする。

(支給申請等)

第9条 福祉用具の購入又は住宅改修した被保険者は、介護保険福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第17号)又は介護保険住宅改修費支給申請書(受領委任払用)(様式第18号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)

ア 福祉用具購入に要した費用に係る領収証(被保険者負担分)

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 介護保険住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

ア 住宅改修に要した費用に係る領収証(被保険者負担分)

イ 工事費内訳書

ウ 住宅改修完了後の写真(日付け入り)

エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領委任払の可否を決定し、介護保険福祉用具購入費支給(不支給)決定通知書(受領委任払)(様式第19号)又は介護保険住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任払)(様式第20号)により被保険者へ通知するとともに、受領委任事業者に保険給付分を支払うものとする。

(返還)

第10条 市長は、受領委任払の方法によって、不正に福祉用具購入費又は住宅改修費を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。